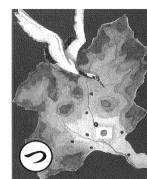




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 7 月 1 6 日 (火) 第 9 7 1 5 号

目次

ページ

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請 (同) 3
- 都市計画道路変更の県原案 (都市計画課) 3
- 公聴会の開催 (同) 4
- 道路位置の指定の取消し (建築課) 5

病院事業告示

- 群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部を改正する告示 (総務課) 5
- 群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める率の告示の一部を改正する告示 (同) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第 7 6 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和元年 7 月 1 6 日

群馬県知事 大 澤 正 明

利根商地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱 1 号から 2 3 号までを順次結んだ線及び標柱 2 3 号と 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	高崎市	箕郷町	松之沢	扇間	2 2 6 番 1 2
2	同	同	同	同	同
3	同	同	同	同	同
4	同	同	同	同	同
5	同	同	同	同	同
6	同	同	同	同	2 2 6 番 1
7	同	同	同	同	同
8	同	同	同	日向	2 2 5 番 1
9	同	同	同	同	同
1 0	同	同	同	同	2 2 5 番 3
1 1	同	同	同	同	同
1 2	同	同	同	同	2 2 5 番 4
1 3	同	同	同	同	2 2 5 番 5
1 4	同	同	同	同	同
1 5	同	同	同	同	同
1 6	同	同	同	同	同
1 7	同	同	同	宅地	1 8 4 番 1
1 8	同	同	同	同	1 8 2 番
1 9	同	同	同	同	1 8 1 番 1
2 0	同	同	同	日向	2 2 5 番 2
2 1	同	同	同	宅地	1 6 7 番
2 2	同	同	同	同	同
2 3	同	同	同	同	1 6 3 番 1

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証

の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年7月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人とうもうサポートネット
- 3 代表者の氏名 根岸奈緒美
- 4 主たる事務所の所在地 太田市龍舞町1493番地14
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子ども及び若者に対して、社会的自立支援に関する事業を行い、子どもの健全育成及び社会教育の推進等を図るとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年7月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人川場村スポーツクラブ
- 3 代表者の氏名 丸山敏雄
- 4 主たる事務所の所在地 利根郡川場村大字天神1138番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子供から高齢者あるいは競技者や一般村民に対して、健康な身体の確立と維持、さらには楽しむスポーツのための環境や情報・技術などを提供する事業を行い、もって「スポーツの振興」と「人々の豊かな暮らしの実現」及び「地域活性化」に寄与することを目的とする。

吉井都市計画道路について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・3・2号吉井北通り線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		

幹線街路	3・3・2	吉井北通り線	高崎市吉井町大字池字七反田	高崎市吉井町大字片山字塚田	高崎市吉井町大字吉井字鍛冶町	約3,900m	地表式	4車線	27m	幹線街路と平面交差6箇所	
	3・3・3	矢田岩崎線	高崎市吉井町大字矢田字西谷	高崎市吉井町大字岩崎字二子	高崎市吉井町大字岩崎字下越沢	約3,760m	地表式	4車線	24m	私鉄上信電鉄と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・1	国道254号線	高崎市吉井町大字黒熊字境塚	高崎市吉井町大字長根字天神森	高崎市吉井町大字吉井字通町	約6,810m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差6箇所	
	車線の数の内訳			2車線		約6,140m					
				4車線		約670m					
	3・4・6	川内池線	高崎市吉井町大字吉井川字下宿	高崎市吉井町大字池字北久保	高崎市吉井町大字池字老町田	約1,560m	地表式	2車線	16m	私鉄上信電鉄と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	
3・5・1 1	矢田川内線	高崎市吉井町大字矢田字椿谷戸	高崎市吉井町大字吉井川字八束東	高崎市吉井町大字矢田字赤坂	約840m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面交差2箇所		

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、吉井都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 開催期日及び場所 令和元年8月8日（木）午前11時から 高崎市吉井支所201会議室
- 作成しようとする都市計画の案 吉井都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市吉井支所建設課において、令和元年7月16日（火）から同月30日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年7月30日（火）までに下記に到着するよう提出すること。  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都

市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

吉井都市計画道路の変更（3・3・2号吉井北通り線ほか4路線の変更）に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて				
令和元年7月16日付け群馬県報に登載された吉井都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所	電話番号	
		氏名	印	年齢
				職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定を、次のとおり取り消した。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正明

番号	指定道路の種類	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日 指定取消し年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	佐波郡玉村町大字板井字赤城辺1483-1の一部、1483-4の一部	延長 43.80 幅員 4.00	群馬県指令建第274号 昭和48年3月12日 令和元年6月21日

## ■ 病院事業告示

### ◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正明

表県立がんセンターの部Onc oGuide™ NCCオンコパネルシステムによるがんゲノムプロファイリング検査の項を削り、同部中「予防的卵巣・卵管切除」を「リスク低減卵巣・卵管切除」に、「予防的卵巣・卵管及び子宮切除」を「リスク低減卵巣・卵管及び子宮切除」に、「遺伝性乳がん・卵巣がん症候群患者に対する予防的乳房切除」を「遺伝性乳がん・卵巣がん症候群患者に対するリスク低減乳房切除」に、「遺伝性乳がん原因遺伝子変

異保因未発症者に対する予防的乳房切除」を「遺伝性乳がん原因遺伝子変異保因未発症者に対するリスク低減乳房切除及び乳房再建術」に改める。

---

◎病院事業告示第2号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める率の告示(平成25年群馬県病院事業告示第4号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年7月16日

群馬県知事 大澤 正 明

「100分の108」を「100分の110」に改める。